

「許容される二次出版」の規程

日本医学哲学・倫理学会、国際学術交流委員会

2018年6月30日

1. 応募者は、該当する応募論文が、既に他の専門誌等に掲載された論文を英語論文としたものである場合、その旨を日本医学哲学・倫理学会の国際誌編集委員長に明示すること。また、一次出版に際しての論文掲載誌の編集委員会に対しても、二次出版として本学会の国際誌に応募していることを報告し、承諾を得ること。
2. 応募者は、応募に際して一次出版の論文のコピーないし別刷の電子ファイルに応募論文に添付すること。
3. 応募者は、応募論文の註の冒頭に、該当する論文が既に出版されている日本語論文の二次出版であることを明示し、同時に、一次出版の書誌事項（掲載雑誌名、巻、号、頁等）を記すこと。
4. 応募論文が「許容される二次出版」にあたるかどうかの最終的な判断は、提出された論文等を精査して国際誌編集委員会が決定する。
*応募論文が、すでに出版済みの日本語論文そのままの訳出ではなくとも、部分的な修正、語句の訂正などを行っているだけで、同じものであるとみなすか、あるいは議論の展開や論点提示において、同じテーマでも別の発展した論文と考えられるかは微妙な問題であり一般化はできない。したがって、この点は編集委員会の判断による。
5. 論文掲載後の注意点について
応募論文が本学会の国際誌に採用された場合、研究業績において、当論文が一次出版の日本語論文の翻訳等であることを明示すること。
*この点は、掲載後の論文の扱いであるから、厳密には、本学会の国際誌編集委員会が認める「許容される二次出版」の条件ではない。応募論文が掲載された者に対して注意を促すために加えている。

以上の点を応募論文の筆者が確認し、承諾すること確かめた上で、本学会の国際誌編集委員長および国際誌編集委員会は「許容される二次出版」として応募論文を承認する。